



宮崎県公報

令和8年2月16日(月曜日) 第688号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

告示

- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (〃) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止 (〃) 1
- 指定介護予防サービス事業の廃止 (〃) 2

- 公有水面埋立ての免許 (漁業管理課) 2
- 道路の区域の変更(3件) (道路保全課) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定(2件) (〃) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の廃止 (〃) 4
- 海岸保全区域の指定 (河川課) 4
- 地図及び簿冊の認証(3件) (農村整備課) 5

告示

宮崎県告示第101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4562090185	訪問看護ステーションラプラス	宮崎県児湯郡新富町富田1丁目11山西店舗2階	合同会社Lapus	宮崎県宮崎市佐土原町下田島14322番地20	令和8年1月1日	訪問看護
4570303208	訪問介護サービスななせ	宮崎県延岡市日の出町二丁目3番地2	株式会社新世纪	宮崎県延岡市日の出町二丁目3番地2	令和8年1月1日	訪問介護
4570205064	訪問介護 有縁千里	宮崎県都城市高城町桜木1426番地4	株式会社有縁千里	宮崎県都城市高城町桜木1426番地4	令和8年1月20日	訪問介護

宮崎県告示第102号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4562090185	訪問看護ステーションラプラス	宮崎県児湯郡新富町富田1丁目11山西店舗2階	合同会社Lapus	宮崎県宮崎市佐土原町下田島14322番地20	令和8年1月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第103号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅サービス 事業者所		指定居宅サービス 事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4570302556	訪問介護事業所ふ じ	宮崎県延岡市柳沢 町2丁目3番1号	株式会社フジエン タープライズ	宮崎県延岡市浜砂 2丁目10番29号	令和3年2月1日	訪問介護
4570203150	ヘルパーステーシ ョン おひさま	宮崎県都城市五十 町2338番地6	有限会社ケアハウ スぬくもりの里	宮崎県都城市五十 町2394番地5	令和7年4月30日	訪問介護
4561790041	訪問看護ステーシ ョン V i s i o n	宮崎県北諸県郡三 股町蓼池1409番地 1 ブランエノワ ール I 202号室	医療法人 こみぞ 眼科	宮崎県日南市星倉 1572-1	令和8年1月1日	訪問看護

宮崎県告示第104号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4561790041	訪問看護ステーシ ョン V i s i o n	宮崎県北諸県郡三 股町蓼池1409番地 1 ブランエノワ ール I 202号室	医療法人 こみぞ 眼科	宮崎県日南市星倉 1572-1	令和8年1月1日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第105号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 免許の年月日及び番号

令和8年2月16日

シレイ 26280-1028

2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県延岡市島浦町地先公有水面

(2) 区域

別表1の各地点のうち、1点から7点までを順次に結んだ線における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

別表1

地點	地點の位置		
1点	北緯32度39分54秒7166、東経131度49分17秒0427 (以下「基点」という。)から	290度56分40秒	1100.67mの地点
2点	1点から	63度04分06秒	127.87mの地点
3点	2点から	328度10分45秒	12.65mの地点
4点	3点から	243度04分07秒	66.23mの地点
5点	4点から	244度43分53秒	19.06mの地点
6点	5点から	255度16分33秒	17.92mの地点
7点	6点から	250度25分13秒	18.35mの地点

(3) 面積

1,457.68m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県延岡市島浦町地先公有水面

(2) 区域

別表2の各地点のうち、1点から7点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

別表2

宮崎県公報

令和8年2月16日(月曜日) 第688号

地点	地点の位置		
イ点	基点から	290度26分28秒	1135.60mの地点
ロ点	イ点から	153度04分07秒	127.17mの地点
ハ点	ロ点から	63度04分07秒	117.77mの地点
ニ点	ハ点から	26度24分46秒	58.76mの地点
ホ点	ニ点から	328度10分45秒	95.31mの地点
ヘ点	ホ点から	241度19分42秒	93.20mの地点
ト点	ヘ点から	219度07分38秒	9.42mの地点
チ点	ト点から	233度42分59秒	9.99mの地点
リ点	チ点から	254度06分27秒	9.25mの地点
ヌ点	リ点から	261度49分15秒	5.78mの地点
ル点	ヌ点から	275度58分33秒	26.96mの地点

(3) 面積

19,976.64m²

5 埋立地の用途

漁港施設用地

宮崎県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年2月16日から同年3月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下椎葉511番14地先から同郡同村同大字同字511番14地先まで	旧	15.3~18.6	47.3
				新	20.0~26.6	47.3

宮崎県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年2月16日から同年3月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	327号	日向市東郷	旧	26.8~	62.4

町山陰字城ヶ尾丙 621番17から同市同町山陰同字丙 621番3地先まで	70.8	62.4
新	28.2~82.8	62.4

宮崎県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年2月16日から同年3月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山285番2地先から同郡同町同大字同字305番3地先まで	旧	6.2~16.3	250.0
				新	10.6~30.9	250.0

宮崎県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年2月16日から同年3月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下椎葉511番14地先から同郡同村同大字同字511番14地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年3月3日

宮崎県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年2月16日から同年3月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市東郷町山陰字城ヶ尾丙 621番17 から同市同町山陰同字丙 621番3地先 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年3月3日

宮崎県告示第111号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 水流-1地区

(1) 区域の表示

宮崎市高岡町小山田の区域内の土地のうち、次の1点から15点までを順次結んだ線及び1点と15点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯31度56分01秒1967 東経 131度19分19秒0831
2	北緯31度56分01秒0521 東経 131度19分18秒4290
3	北緯31度56分01秒1583 東経 131度19分14秒8377
4	北緯31度56分01秒7075 東経 131度19分14秒1258
5	北緯31度56分02秒2735 東経 131度19分13秒4017
6	北緯31度56分02秒7773 東経 131度19分12秒8710

7	北緯31度56分03秒3142 東経 131度19分12秒5213
8	北緯31度56分03秒5313 東経 131度19分12秒4844
9	北緯31度56分03秒6434 東経 131度19分12秒5614
10	北緯31度56分04秒7759 東経 131度19分13秒4926
11	北緯31度56分04秒8688 東経 131度19分14秒5547
12	北緯31度56分04秒4920 東経 131度19分15秒4676
13	北緯31度56分03秒8381 東経 131度19分16秒1416
14	北緯31度56分03秒1218 東経 131度19分17秒2414
15	北緯31度56分01秒8708 東経 131度19分18秒7331

宮崎県告示第112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、令和6年宮崎県告示第733号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 水流-1地区

(1) 廃止区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市高岡町小山田字太良山2488番地先道路敷
2	" " " 2476番1
3	" " " 2471番
4	" " " 2470番
5	" " " 2469番
6	" " " 2478番1
7	" " " 2479番3
8	" " " 2478番2
9	" " " 2478番2
10	" " " 2478番2
11	" " " 2483番
12	" " " 2485番1
13	" " " 2486番
14	" " " 2486番

宮崎県告示第113号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成25年宮崎県告示第41号で指定した宮崎県住吉海岸海岸

宮崎県公報

令和8年2月16日(月曜日) 第688号

保全区域は、廃止する。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

宮崎県住吉海岸海岸保全区域

2 区域

宮崎県宮崎市阿波岐ケ原町前浜4277番21地先に設置したコンクリート標柱(No.0)を基準点とし、以下次表に掲げる基点No.1から基点No.53までを順次結んだ線、基点No.53と基準点No.0を結んだ線及び基準点No.0と基点No.1を結んだ線によって囲まれた区域基点の表示

基準点	宮崎県宮崎市阿波岐ケ原町前浜4277番21地先に設置したコンクリート標柱(No.0)（公共座標表示：X座標-117251.897, Y座標+44505.119）
基点No.1	基準点から方向角 280° 16' 26" の方向へ 6.930m
" No.2	基点No.1 " 14° 19' 54" " 199.857m
" No.3	" No.2 " 15° 22' 27" " 492.005m
" No.4	" No.3 " 16° 19' 44" " 102.831m
" No.5	" No.4 " 11° 52' 36" " 156.770m
" No.6	" No.5 " 17° 46' 47" " 158.964m
" No.7	" No.6 " 16° 09' 20" " 381.021m
" No.8	" No.7 " 16° 42' 12" " 186.913m
" No.9	" No.8 " 14° 17' 04" " 140.921m
" No.10	" No.9 " 15° 57' 11" " 62.601m
" No.11	" No.10 " 288° 27' 41" " 2.735m
" No.12	" No.11 " 17° 47' 09" " 85.439m
" No.13	" No.12 " 16° 00' 41" " 39.517m
" No.14	" No.13 " 12° 42' 48" " 302.506m
" No.15	" No.14 " 18° 00' 37" " 202.235m
" No.16	" No.15 " 14° 31' 32" " 406.408m
" No.17	" No.16 " 76° 06' 47" " 8.191m
" No.18	" No.17 " 16° 18' 55" " 151.057m
" No.19	" No.18 " 285° 22' 42" " 13.473m
" No.20	" No.19 " 16° 12' 54" " 45.226m
" No.21	" No.20 " 13° 52' 09" " 96.039m
" No.22	" No.21 " 14° 22' 11" " 299.393m
" No.23	" No.22 " 14° 10' 55" " 169.300m
" No.24	" No.23 " 14° 10' 54" " 395.538m
" No.25	" No.24 " 14° 10' 57" " 70.830m
" No.26	" No.25 " 14° 10' 54" " 64.450m
" No.27	" No.26 " 14° 11' 01" " 16.884m
" No.28	" No.27 " 286° 21' 24" " 13.717m
" No.29	" No.28 " 18° 00' 05" " 49.735m
" No.30	" No.29 " 287° 39' 52" " 5.339m
" No.31	" No.30 " 354° 19' 28" " 37.575m
" No.32	" No.31 " 19° 33' 05" " 60.134m

" No.33	" No.32 "	12° 24' 09"	"	96.524m
" No.34	" No.33 "	18° 40' 05"	"	189.772m
" No.35	" No.34 "	12° 25' 07"	"	141.562m
" No.36	" No.35 "	16° 26' 47"	"	165.859m
" No.37	" No.36 "	14° 35' 04"	"	390.383m
" No.38	" No.37 "	30° 04' 00"	"	62.856m
" No.39	" No.38 "	104° 41' 40"	"	10.979m
" No.40	" No.39 "	15° 20' 45"	"	272.640m
" No.41	" No.40 "	13° 16' 56"	"	164.972m
" No.42	" No.41 "	15° 37' 45"	"	443.647m
" No.43	" No.42 "	17° 02' 53"	"	349.808m
" No.44	" No.43 "	357° 06' 05"	"	28.595m
" No.45	" No.44 "	283° 20' 23"	"	18.611m
" No.46	" No.45 "	3° 24' 42"	"	166.390m
" No.47	" No.46 "	9° 23' 29"	"	180.112m
" No.48	" No.47 "	100° 16' 08"	"	345.338m
" No.49	" No.48 "	194° 41' 37"	"	4161.411m
" No.50	" No.49 "	188° 32' 46"	"	746.558m
" No.51	" No.50 "	194° 41' 38"	"	110.979m
" No.52	" No.51 "	280° 52' 05"	"	80.127m
" No.53	" No.52 "	194° 41' 37"	"	2000.926m
基準点No.0	" No.53 "	280° 16' 07"	"	311.600m

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 調査を行った時期

平成29年4月1日から令和7年3月14日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字市木の一部

4 認証年月日

令和8年2月4日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 調査を行った時期

令和3年3月1日から令和7年3月14日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字都井の一部

4 認証年月日

令和8年2月4日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により
、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年2月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

椎葉村

2 調査を行った時期

令和5年6月1日から令和7年3月5日まで

3 地籍調査を行った地域

椎葉村大字不土野の一部

4 認証年月日

令和8年2月4日